

(参考)

投資信託約款の一部を 2025 年 4 月 1 日付をもって下記のとおり変更しました。

米国株式・研究開発リバランスファンド

※下線部 \_\_\_\_\_ は訂正箇所を示します。

変更後	変更前
(運用状況にかかる情報の提供) 第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。</u>	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める <u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u>
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合は、 <u>当該方法により行うものとします。</u>	② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、 <u>これを交付するものとします。</u>

以上